

## 天理大学大学院履修規則

(単位制)

第1条 教育課程は、単位制とする。

(修了に必要な要件)

第2条 臨床人間学研究科臨床心理学専攻における修了に必要な要件は、本大学院に2年以上在学し、付表1に従い基幹科目・臨床科目・関連科目・研究科目より、必修科目27単位のほか、選択科目18単位以上、合計45単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、学位論文を作成し、学位論文の審査および最終試験に合格しなければならない。

第2条の2 体育学研究科体育学専攻における修了に必要な要件は、本大学院に2年以上在学し、付表1に従い共通科目・専門科目・演習科目より、必修科目12単位のほか、専門分野に応じた選択科目18単位以上、合計30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、学位論文を作成し、学位論文の審査および最終試験に合格しなければならない。

2. 前項の専門分野は1年次の秋学期開始時までには選択しなければならない。

第2条の3 宗教文化研究科宗教文化研究専攻における修了に必要な要件は、本大学院に2年以上在学し、付表1に従い基礎科目・専門科目・研究科目より、必修科目24単位のほか、選択科目8単位以上、合計32単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、学位論文を作成し、学位論文の審査および最終試験に合格しなければならない。

(学位の授与)

第3条 天理大学大学院学則第18条および天理大学学位規程第3条第2項の定めるところにより修了要件単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けたうえ、学位論文の審査および最終試験に合格した者に対して、次表に掲げる学位を授与する。

研究科	専攻	学位
臨床人間学研究科	臨床心理学専攻	修士(臨床心理学)
体育学研究科	体育学専攻	修士(体育学)
宗教文化研究科	宗教文化研究専攻	修士(宗教文化研究)

(他大学院等における修得単位)

第4条 天理大学大学院学則第12条ないし第13条第2項の定めにより、他の大学院において履修し修得した単位は、第2条または第2条の2の単位として算入することができる。

(履修科目登録)

第5条 その年度に修得しようとする科目は、すべて指定の期日に、所定の方法で登録しなければならない。

2. 病気その他真にやむを得ない事由によって指定の期日に登録できない場合は、直ちにその旨を届け出て指示を受けなければならない。ただし、期日を過ぎての届け出は認めない。

(履修科目の登録規制)

第6条 つぎの各号の一に該当する履修科目の登録をしてはならない。

- (1) 同一期間内で、同一時限に行われる科目の重複登録
- (2) すでに単位を修得した科目の再登録

第7条 登録後の履修科目の変更または追加は、原則として認めない。

(成績評価)

第8条 授業科目の成績は、100点法によって評価し、60点以上を合格とする。

2. 授業科目の成績は、A・B・C・Fの4種の評語をもって表し、評語基準は、A (100～80点)、B (79～70点)、C (69～60点)、F (59点以下) とする。
3. 試験における不正行為により懲戒を受けた者の授業科目の成績は、つぎによる。
  - (1) 各学期定期試験による場合は、当該学期における全受講科目について、F (0点) とする。
  - (2) 定期試験に代わる試験による場合は、当該学期における全受講科目について、F (0点) とする。

(単位付与)

第9条 単位は、合格と判定された授業科目について付与される。

第10条 つぎの各号の一に該当する者には、単位は付与されない。

- (1) 各授業科目について、所定の方法による履修科目の登録をしていない者。
- (2) 各授業科目について、その欠席時数が当該授業科目の全授業時数の3分の1を超える者。
- (3) 各授業科目について、第8条第3項に該当する者。
- (4) 授業料、教育設備充実費および実験・実習費が未納の者。

(教育職員免許状)

第11条 天理大学大学院学則第14条の中学校教諭専修免許状の取得は、教育職員免許法別表一による中学校教諭一種免許状 教科「保健体育」を有し、付表1教育職員専修免許状取得科目表 教科「保健体育」に従い、所定の単位を修得しなければならない。

2. 天理大学大学院学則第14条の高等学校教諭専修免許状の取得は、教育職員免許法別表一による高等学校教諭一種免許状 教科「保健体育」を有し、付表1教育職員専修免許状取得科目表 教科「保健体育」に従い、所定の単位を修得しなければならない。

付 則

1. 本規則は、平成16年4月1日から施行する。
2. 改正規則は、平成18年4月1日から施行する。
3. 改正規則は、平成22年4月1日から施行する。
4. 改正規則は、平成26年4月1日から施行する。
5. 改正規則は、平成27年4月1日から施行する。
6. 改正規則は、平成29年4月1日から施行する。
7. 改正規則は、平成30年4月1日から施行する。ただし、本改正規則施行以前に入学した学生については、従前の例による。
8. 改正規則は、平成31年4月1日から施行する。ただし、本改正規則施行以前に入学した学生については、従前の例による。
9. 改正規則は、2020年4月1日から施行する。ただし、本改正規則施行以前に入学した学生については、従前の例による。